

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 46(オ)887	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	損害賠償請求	原審事件番号	昭和 45(ネ)549
裁判年月日	昭和 50 年 6 月 26 日	原審裁判年月日	昭和 46 年 5 月 31 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 29 卷 6 号 851 頁		

判示事項	県道上に工事標識板赤色灯標柱などが倒れ赤色灯が消えたままであつても道路の管理に瑕疵がないとされた事例
裁判要旨	県道上に道路管理者の設置した掘穿工事中であることを表示する工事標識板、バリケード及び赤色灯標柱が倒れ、赤色灯が消えたままになっていた場合であつても、それが夜間、他の通行車によつて惹起されたものであり、その直後で道路管理者がこれを原状に復し道路の安全を保持することが不可能であつたなど判示の事実関係のもとでは、道路の管理に瑕疵がなかつたというべきである。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人らの負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人中嶋輝夫の上告理由について。</p> <p>原審の確定したところによると、本件事故現場は桜井市大字 a b 番地先の県道天理・桜井線 c 附近であり、アスファルト舗装がされて直線、平坦であるところ、c の道路の中心線より西側、すなわち北進道路を掘穿工事中で、右工事箇所を表示する標識として、工事現場の南、北各約二メートルの地点に工事標識板及び高さ約八〇センチメートル、幅約二メートルの黒黄まだらのバリケードが一つずつ設置され、右バリケード間の道路中心線附近に高さ約一メートルの赤色灯標柱が一つずつ設置されていたが、昭和四一年九月六日午後一〇時三〇分頃本件事故が発生する直前に、同所を北進した他車によつて前記工事現場の南側に設置されていた工事標識板、バリケード及び赤色灯標柱はその場に倒され、赤色灯が消えていたというのであり、右事実認定は原判決挙示の証拠関係に照らして首肯することができる。</p> <p><u>右の事実関係に照らすと、本件事故発生当時、被上告人において設置した工事標識板、バリケード及び赤色灯標柱が道路上に倒れたまま放置されていたのであるから、道路の安全性に欠如があつたといわざるをえないが、それは夜間、しかも事故発生の直前に先行した他車によつて惹起されたものであり、時間的に被上告人において遅滞なくこれを原状に復し道路を安全良好な状態に保つことは不可能であつたというべく、このような状況のもとにおいては、被上告人の道路管理に瑕疵がなかつたと認めるのが相当である。</u>したがつて、これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。</p> <p>原判決に所論の違法はなく、論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は原判決を正解せず若しくは独自の見解に基づきこれを論難するものであつて、採用することができない。</p>

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 団藤重光 裁判官 藤林益三 裁判官 下田武三 裁判官 岸盛一 裁判官 岸上康夫)

---

※参考：判例タイムズ 325号 189頁、判例時報 785号 49頁